公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５８号
札幌市東区北28条東１丁目２番20号　コーポ28―102号
債務者　鈴木伊佐雄
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１７号
札幌市北区太平７条４丁目10番８号　エクセレント太平105号
債務者　橋本　光治
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５１号
札幌市豊平区月寒東５条14丁目５番18号　コーポ岩本１―201号
債務者　佐賀　弘二
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３５号
札幌市西区山の手４条６丁目１番16号　ミドルハウス102号
債務者　北川　樹二
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３６号
札幌市西区山の手４条６丁目１番16号　ミドルハウス102号
債務者　北川麻里絵（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５１号
札幌市北区百合が原６丁目２番３―101号
債務者　草野　忠幸
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１９号
札幌市手稲区前田８条９丁目13番14号、住民票上の住所札幌市手稲区稲穂１条１丁目13番20号
債務者　赤間　啓子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５６号
北海道石狩市花川南２条２丁目234番地　アーバンコート花川７号
債務者　野田　弘子（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１０号
札幌市西区二十四軒３条５丁目６番２―502号
債務者　丸山　喜一
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２２号
北海道江別市一番町16番地の70　マンション青木Ｃ号室
債務者　山田　喜之
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８４号
埼玉県熊谷市拾六間669番地５
債務者　高橋貴美子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０１号
埼玉県熊谷市柿沼921番地８　アパート祥202、旧住所埼玉県熊谷市見晴町49番地３
債務者　関　　孝浩
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７１号
千葉県山武郡大網白里町みずほ台１丁目43番地１　エクセルみずほ台102
債務者　石田ひろみ
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第８０号
千葉県東金市田間814番地16
債務者　池田　真菜
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８６号
神奈川県座間市相武台１丁目5018番地の36
債務者　戸島紀代美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２１６号
相模原市中央区上溝1941番地18　アピアＫ102
債務者　上野紀世子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　横浜地方裁判所相模原支部